No.972 (2007年) 9月15日号

芦屋市役所(広報課) TEL.0797-31-2121FAX.0797-38-2152 〒659-8501兵庫県芦屋市精道町7番6号

http://www.city.ashiya.hyogo.jp/ メールアドレス

info@city.ashiya.hyogo.jp



精道小学校第3期工事完了/新体育館が完成しました 第3期工事(管理・給食・体育館棟)が7月末に完成。2学期からは、 新しい体育館に子どもたちの歓声が響きわたっています。

第19回 あしや歌まつり

※今回は、

会場等の都合に

より、縁日出店の募集は

ありません。

10月7日(日) <小雨決行·荒天中止>

■だんじり練り□■秋まつり会場

回

J R

山芦

日手幹線(紅屋駅北側周

F線(船) 北側周F

戸 辺

町

問い合わせ あしや秋まつり協議会(市民参画課内) **23**38-2007

詳しくは、 心として、 幹線(船) 制されます。 十月一日号でお知らせ 車場はありません 車での来場はご遠 戸町)周辺を中 広報あし 時交通規 山手

ントが盛りだくさんです。 だんじり巡行、

後四時に開催します。 R芦屋駅周辺になりま だんじりの練り回し 山手幹線の 船 戸町

ください。 受け付けています。 会場の本部テントで

ボランティアを募集していま の午前八時三十分から おまつ

おまつりボランティアを 募集しています

高浜用地 「松韻の街」 1期分譲

> 先 看 受付中

> > 問い合わせ 管財・検査課 **23**38-2029



第1期分譲宅地一覧表

販売代理会社名	宅地 番号	地番	地積(㎡)	価格
旭化成ホームズ	62	7番37	209. 76	42, 000, 000
	63	7番36	209.65	41, 900, 000
エス・バイ・エル	51	7番27	201. 47	36, 900, 000
スウェーデンハウス	42	7番20	201. 10	38, 600, 000
	53	7番29	200. 92	36, 800, 000
住友林業	34	7番10	204. 23	37, 400, 000
	37	7番13	211. 14	39, 100, 000
	65	7番34	301.11	61, 700, 000
セキスイハイム近畿	47	7番15	240. 56	49, 800, 000
	57	7番33	211. 16	40, 300, 000
	58	7番41	300. 59	60, 700, 000
大和ハウス工業	32	7番8	211. 14	38, 600, 000
	40	7番22	201. 25	38, 400, 000
	59	7番40	209.64	41, 900, 000
トヨタホーム近畿	31	7番7	241. 31	45, 600, 000
	45	7番17	201. 16	38, 600, 000
パナホーム	48	7番24	213. 14	40, 300, 000
	50	7番26	201.30	36, 800, 000
ミサワホーム近畿	43	7番19	201. 14	38, 600, 000
	46	7番16	201. 15	38, 600, 000
三井ホーム	41	7番21	201. 16	38, 600, 000

■応募方法

9月15日(土)・16日(日)・17 日(月)午前10時~午後5時ま で、分譲地内の仮設販売事務 所で受け付け。または、芦屋高 浜松韻の街友の会事務局(フ リーダイヤル 20120-666-194)で常時受け付け(平日午 前10時~午後5時まで)。

■応募条件

①土地譲渡契約締結後、3カ 月以内に、市指定の共同事業 者と建物建築請負契約を締結 すること。

②譲渡契約締結後1年以内に 自己の専用住宅を建設し、入 居すること。

■譲渡代金の支払等

①土地譲渡契約締結までに、 契約保証金(譲渡代金の10%) を支払うこと。

②土地譲渡契約締結後3カ月 以内(または3カ月以内に建 物の建築工事に着手する場合 は着工まで)に、譲渡代金の残 額(90%)を支払うこと。

●「広報あしや」臨時号発行のお知らせ 「広報あしや」臨時号を、高年福祉課から「高年福祉特集」9月1日号として発行しました。 お持ちでないかたは、市役所受付・ラポルテ市民サービスコーナー・市内集会所等に置いて ありますので、ご利用ください。

あしや秋まつり会場周辺図

と一緒に、会場案内・清掃・

イベント運営などをお手伝い



秋のわがまちクリーン作戦 第44回

問い合わせ 芦屋市自治環境協議会事務局(環境課内) ☎38-2050

9月24日から10月1日は「環境週間」です。市内全域の清掃を実施します。ご 家族そろってご参加ください。※軍手、ごみ袋などは事務局で用意します。

- ■日時 9月27日(木)午前9時~11時30分<※雨天の場合は28日(金)に延期>
- ■集合 <中央会場>芦屋公園/その他、各自治会で定める場所
- ■参加 各町自治会へ



いじめ

問い合わせ 市民生活部人権推進担当 **2**38-2055

人権とは、私たちが社会生活において、幸福 な生活を営むために必要な固有の権利であり、 この権利は、日本国憲法によって、すべての国 民に保障されています。

私たちは、基本的人権をお互いに尊重しあう とともに、それを自分たちの力で大切に守り育 てていかなければなりません。

しかし、現実には、差別落書き・誹謗中傷・ 名誉毀損(きそん)・いじめなど、人権が侵され る事件が起きています。思いやりの心を忘れず、 一人ひとりが人権意識を持つことが大切です。